平成２５年（フ）第１５４号
熊本市北区鶴羽田１丁目８番67号　ロイヤルハイツ鶴羽田101号
債務者　岩瀬　房子
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
山口市吉敷上東１丁目10番25号
債務者　平山　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
岩手県宮古市松山第８地割23番地11、申立時住所千葉県松戸市竹ケ花124番地の６　ジュネパレス松戸第１―101号
債務者　原田　雄介
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７５号
千葉県柏市若葉町３番３号　サンライズ若葉201号
債務者　横尾愛衣莉
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１１９号
千葉県野田市岩名２丁目25番地の１　フジ・グリーンテラスＡ―２
債務者　大作多恵子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３２号
千葉県柏市篠籠田1110番地２　パルコーポ清Ａ―201号
債務者　安孫子辰彌
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４６号
千葉県野田市山崎1366番地の５　ボヌールⅡ―202
債務者　近藤　　学
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１４７号
千葉県野田市山崎1366番地の５　ボヌールⅡ―202
債務者　近藤　昌美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1367番地
債務者　萩原　健一
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５号
青森県三戸郡三戸町大字川守田町２番地２
債務者　木村　俊之
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第９３２号
仙台市青葉区上杉６－８－１　ルミエール103号室、住民票上の住所仙台市青葉区八幡１丁目２番１号　福寿荘八幡202
債務者　佐々木慎一
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３９号
仙台市太白区西中田５丁目６番17号　ベルトピア仙台16Ｂ―301、従前の住所宮城県名取市高舘吉田字鹿東75番地
債務者　渡辺　良彦
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
茨城県笠間市泉2550番地４
債務者　内田　幸男
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第７６号
茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1981番地15
債務者　柴沼　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５１２号
岐阜市福住町２丁目７番地１
債務者　佐藤　史絵（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４号
岐阜県各務原市那加前洞新町２丁目131番地２
債務者　横山奈穂美こと　方　　徳順
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
岐阜県美濃加茂市加茂川町２丁目７番35号　レジデンスサコウ102
債務者　小林ロミナ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部